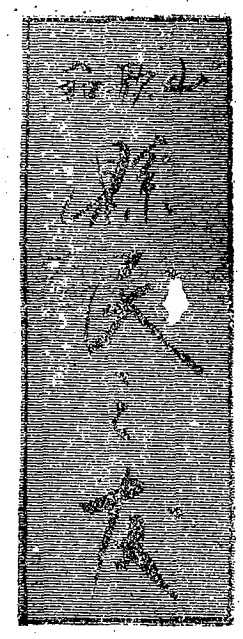

發行所 遠原郵便局
和歌山市小松原通
和歌山縣編集兼發行人 森慶三
印刷所 和歌山縣印刷所
定價㊎一部六十錢

住民の參與する機會が擴張

地方自治法 再び改正さる

地方自治法の一部を改正する法律が、去る七月二十日に公布され八月一日から施行になる。地方自治法施行後滿一年を經た今日、その實績にもとずいて、こんどの改正となつたのであるが、改正の眼目は、地方公共團体の權能を明示し、地方議會の權限をさらに擴充するとともに、團体の長の議會に對する權能を強化し、また住民の地方自治に參與する機會を擴張している点などである。

☆

（一）地方公共團体の權能の明示

地方公共團体の權能に屬する事務は、從來の「固有事務」及び「委任事務」の外に、昨年政の內容から除かれて十二月の改正によつて附加された「その區域內におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないもの」であるが固有事務、委任事務若現行法ではその書き方しくは行政事務のいずがいかにも抽象的であれに屬するか、又は機つて、その事務の內容關委任事務若しくは團を明らかに知り難い憾体委任事務のいずれにがあつた。改正によつ屬するかは、それぞれて、その事務の內容を法令の內容を見てこの法令の內容を見てこの一項目に亘つて、丁寧に定める外はない。

☆

（二）地方議會の權限の擴充。

これを羅列している。また、處理事務の具体的例示にともない國の專屬事務であつて、地方公共團体が處理し得ないものを、八項目にわたつて列擧し相俟つて地方公共團体の處理事務の範圍を明確にしている。もつとも、地方公共團体の處理事務として例示されたものでも、そのすべてが現實に地方公共團体が處理することができるものではなく「法令の特別の定め」によつて、地方自治行政の內容から除かれているものや、自由に處理ができないものがあることは注意を要する。これら例示事務が固有事務、委任事務若しくは團体の長がこれをなしていたが、改正により現實に地方公共團体が處理することができるものとなつた。

☆

（三）團体の長の議會に對する權能の強化。

地方議會の權限擴充に對應して、團体の長に、いわゆる拒否權を與えた。從來の制度でも、團体の長は、議會の議決に對して、再議を要求できる場合がある。改正によつて、その範圍が擴げられ、團体の長は、條例制定若しくは改廢又は歳入歳出豫算に關する議會の議決について異議がある場合は、これを再議に付することができるようになり、議會が、再議に付されたものにつき、はじめと同じ議決をするためには、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならないことになつた。

☆

（四）住民の地方自治に參與する機會の擴張。

地方公共團体の財産又は營造物の獨占的な使用の許可は獨占的な使用の許可は十年を超える處分又は十年を超える同意がなければ、これ

また、今までは、地方公共團体の議會の議員は、當該地方公共團体の有給の吏員との兼職が禁止されているが、この改正で「當該」という字が削られ、議員は、すべての地方公共團体の有給吏員と兼ねることができなくなつた。たゞ既得權尊重の意味で、現にそうであるものは、これらの職を兼ねている間に限つて、この制限から除かれる。

☆

地方議會の權限擴充に對應して、團体の長に、いわゆる拒否權を與えた。從來の制度でも、團体の長は、議會の議決に對して、再議を要求できる場合がある。改正によつて、その範圍が擴げられ、團体の長は、條例制定若しくは改廢又は歳入歳出豫算に關する議會の議決について異議があつて、これを再議に付することができるようになり、議會が、再議に付されたものにつき、はじめと同じ議決をするためには、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならないことになつた。

☆

（四）住民の地方自治に參與する機會の擴張。

地方公共團体の財産又は營造物の獨占的な使用の許可は獨占的な使用の許可は十年を超える處分又は十年を超える同意がなければ、これ

をすることができないようになつた。いかなる財産又は營造物の使用を、住民の贊否投票に付すべきものとして指定するかは、その地方公共團体の實情によつて條例をもつて具体的に決するのが、まず都市では、軌道事業、ガス事業、水道事業等の公營事業及び病院、療養所等が考えられ、農山漁村では森林、牧野、漁業權等が考えられる。

住民の贊否の投票はおおむねの地方公共團体のみに適用されるが、特別法についての贊否投票に準じて行はれる

畜産課ができる

午前十時半開會第二日は二十八日午後二時から自由質問に入つて『畜産振興』の必要を熱辯をふるう。知事答辯にうつつて山崎さんが『畜産振興』についてはお問ついて縣營の設置に同感。競馬の縣畜産課を小野さんの設置もあるので畜産課の新設するつもりだと答え、これで畜産課の實現されることが近い將來に實現されることとなつた。（傍聽席にて）

御希望の題目がありましたら御知らせ下さい多量のものから順次掲載いたします

覺書該當者の動靜觀察の強化

調査課

今回公職追放令の一部が改正されて今後覺書該當者の動靜の觀察を强化する事となりとりあえずこの基礎資料として現に覺書該當者の政治活動その他の違反行爲を確にして指定を受けている者は八月三十一日迄に住所地市町村長を通じ法務總裁宛に屆出しなければならない事になつた。これは追放令の趣旨徹底を期し主として覺書該當者の政治活動その他の違反行爲を未然に防止せんとするものである。

追放令の趣旨は民主主義的侵略主義的指導者群を一掃し民主的な人材を以て代位させんとするもので、これはポツダム宣言を受諾した日本の避ける事の出來ない義務であると共に平和な國際社會に獨立と發展を主張して立ち上るべき新生日本の基礎的條件である。

この追放令により覺書該當者として指定する資格審査事務は追放令實施以來中央、地方の公職適否審査委員會で審査してきたが今後

以上の趣旨によつて今回の措置が講ぜられる事となつた次第でこの要領は各地方事務所市町村警察署に連絡されているから覺書該當者として指定を受けている方々は期日迄に申告されると共に追放令の內容をよく承知の上違反行爲のない樣注意されたい。尚一般の人々等で追放令の各種禁止規定に違反すると思はれる樣な行爲のある事を知つた場合は縣調査課宛連絡される樣に希望する。

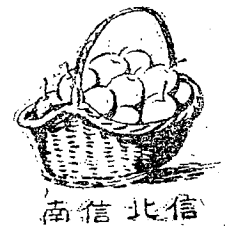

南信 北信

▲三旬の霖雨もからりと晴れて、愈灼熱の盛夏が訪れた。▲街にも村にも恒例の大掃除が賑かに始まる。▲疊を叩く鞭の音が入道雲の彼方にこだまして、町から町へ威勢よく響き渡るのも懷しくまた勇ましい。▲カビ臭い押入れも、ホコリのつまつた疊も、クモの巣によごれた天井も、一切合切清掃されて、住み古した我が家にも何處となく一抹の新鮮さが漂い、夕飯の胡瓜もみにも言い知れぬ清爽味を覺える。▲衛生も衛生だが、何よりもこの、氣分の清々しさが身に滲みて嬉しい。▲鬱陶しかつた古い日本が太平洋戰爭という大掃除を經て、新しい民主國家の姿に生れかわつたのも聊か似た点が無いでもない。▲人間の頭も、時に、こんな具合に、一齊にカビの大掃除が出來ないものか。▲餅のカビからはペニシリンが採れるとは肥料にもならず、捨て場所によつては蛆がわいて鼻もちがならぬ▲頭の防腐劑には書物が一番。本を讀め。本を讀め。（M）

食糧増産は技術面の向上から

木下食糧課長語る

政府の發表では今秋十一月から主食が二合七勺に増配を實施せらるゝ模様でありそれにはなんといつても國内食糧の生産増加を連合國の好意による外國食糧の輸入増加が絶對的に必要である。政府は今年から主要食糧の一割増産運動を展開して全國農業者の協力と奮起を要請しているのもこれが爲である。しかして現下の農業事業で果して一割増産は實現するか？否どうしても實現せしめなければならないがそれには實に容易ならぬ工夫努力が必要であらう。

増産の具体的な問題として栽培する耕地の増加と生産技術の高度化の二つが考えられる。このうち栽培面積の増加は作物により若干可能なものもあるが米作等に於ては殆んど困難なことであり特に集團的に耕作し盡された本縣の耕地の現狀を見れば寧ろ技術面の向上による反收の引上げの増産えの期待を掛ければならないのであつて又それは充分可能性のあることと信ずるのである。資材難肥料不足の現狀に於いて尠い肥料を最も効果的に能率的に活用することや病虫害驅除の徹底、肥料管理の適正等の積極的な技術面の工夫と暖寒風雨等、自然現象に左右せらるゝ災禍を最少限に留むるの科學的な配慮等要は銘々の農業者の栽培知識の向上進歩を圖ることが最も肝要であり しかも増産えの熱意は旺盛であつてもこうした科學する方面とときに科學的な生産技術上の知識を充分に普及徹底せしむることが緊要であつて之が爲には農業技術の指導網を整備強化することが何よりも大切な問題であり、この施策こそ食糧増産えの第一要諦であると愚考する。我が國の食糧事情を丁度縮圖にしたようなのが本縣の食糧事情であり毎年二十數萬石の輸移入がなければ縣民を賄えない現狀を考えれば食糧増産への施策は縣政の内でも最も重点的に考慮すべき問題である。

太陽を!!!

みどり藝術學園　石黒つぎ子

おゝ暗い、太陽を！と叫びながら死んでいつたという西洋の詩人の言葉を思い出す。

家に居ても、街を歩いても、子供達のいる廣場をのぞいても、どこにも、こゝにも、敗戰の闇がある、この深い解決のない暗室の中で、生きてゆかねばならないとすると、物を正規しようとする型の人間は、窒息死し、物をごま化し、二三枚舌を使い、蛇の動きをもつて人間だけが、生き殘るみつな悪の花を咲かせるだろう。

人々の心にまず太陽を、希望を！

時の窓

◆本欄は社會教育に關することを掲載します
◆特に次のことを歓迎します
○論　説
○資料提供
○各種團体のうごき
○文化消息

全國的に飯米通帳が統一されます

今までは各都道府縣で思い思いの飯米通帳を購入通帳（該通帳の切落農家用）③勞務者用購入通帳（轉發行していましたが八換時期は別途定められ月一日から全國的にそる）④旅行者購入通帳⑤船員用購入通帳⑥旅行者用外食券⑦三食外食者用購入通帳⑧諸類澱粉購入通張⑨主要食糧特別購入切符の甲、乙の九種類でこの中市町村長が交付しますのは家庭用、農家用、旅行者用、旅行者用外食券（食糧配給公團を通じて交付）用の通帳で勞務者用は縣の勞働基準局又は業種所轄地方官廳、諸類澱粉購入通帳並に特別購入切符甲は食糧事務所全券の乙は縣で夫々發行することになりました

それで本月中に舊、新通帳の引換をしますが正しい各自の現在人員により食糧の適正な配給をしたいと思いますから御協力願います。

☆☆☆